

# 法人だより



林真理子氏 公開講演会  
「野心のすすめ」

表紙説明はP.26



## 迎春

本年も  
よろしく願いたします。

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
 吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉淵地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

## 1月

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
  - (1) 提出期限…本年最初の給与支払日の前日
  - (2) 提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- 支払調書の提出
  - 提出期限…1月31日
- 源泉徴収票の交付
  - (1) 交付期限…1月31日
  - (2) 交付先…(イ)所轄税務署長  
(ロ)受給者
- 固定資産税の償却資産に関する申告
  - 申告期限…1月31日
- 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
  - 納期限…1月中において市町村の条例で定める日
- 25年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  - 納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- 25年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…1月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日
- 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…1月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…1月31日

- 給与支払報告書の提出
  - (1) 提出期限…1月31日
  - (2) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
  - (3) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

## 2月

- 25年分所得税の確定申告(2月17日から3月17日まで)
- 25年分贈与税の申告(2月3日から3月17日まで)
- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  - 納期限…2月10日
- 25年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…2月28日
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月28日
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月28日
- 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…2月28日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月28日
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…2月28日

- 所得税確定損失申告書の提出期限…3月17日
- 25年分所得税の総収入金額報告書の提出提出期限…3月17日
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
  - 申請期限…3月17日
  - 延納期限…6月2日
- 個人の青色申告の承認申請
  - 申請期限…3月17日(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内)
- 25年分贈与税の申告
  - 申告期間…2月3日から3月17日まで
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告
  - 申告期限…3月17日
- 国外財産調書の提出…3月17日
- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
  - 納期限…3月10日
- 個人事業者の25年分の消費税・地方消費税の確定申告
  - 申告期限…3月31日
- 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
  - 申告期限…3月31日
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(25年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月31日
- 法人・個人事業者(25年12月分及び26年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月31日
- 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
  - 申告期限…3月31日
- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)
  - 申告期限…3月31日

## 3月

- 25年分所得税の確定申告
  - 申告期間…2月17日から3月17日まで
  - 納期限…3月17日

## 目次

税務カレンダー	1
新年のごあいさつ	2
秋の表彰等受賞者紹介	3
税制改正に関する提言活動	4
税に関する高校生の作文	5
中学生の税についての作文	6
税を考える週間関連事業	7
経営のヒント	
困難に緒戦するのが経営者の使命	9
部下を育てて戦力化する要諦	11
健康情報	
社員食堂のヘルシー食	12
最近の話題から	
大介護時代	13
ハローキティと「おもてなしの心」	14
部会だより	15

会員企業紹介	16
地区会だより	17
親睦事業	18
税理士会コーナー	
「税を考える週間」の広報活動	
【税理士 狐塚康昭】	19
経営寸話【税理士 黒田孝次】	20
税務署コーナー	
消費税法改正等のお知らせ	21
「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充等	22
確定申告会場のお知らせ	23
県税事務所からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介/いちごプロジェクト	25
お知らせ・表紙説明	26





## 新年のごあいさつ

関東信越税理士会 高崎支部

支部長 石井 明

平成26年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。貴会と税理士会とは、申告納税制度の下、常日頃から納税道義の高揚と地域社会貢献活動や各種研修会の開催など、幅広く協力し合って事業活動を展開してまいりました。昨年「税を考える週間」の初日には、高崎駅での早朝ティッシュ配りがすっかり定着し、税務署、県税事務所、法人会、税理士会より40名程参加し早朝7時～8時30分までの間に、約5,000個を手渡す事

が出来ました。昨年の10月、安倍首相は本年4月1日からの消費税率を5%から8%に引き上げることを決定しました。「景気条項」はありますが平成27年10月には消費税率は10%まで増税予定です。今後の日本は財政再建と成長戦略の両立を追求することになります。グローバル的な影響を考えますと本年も予断を許さぬ状況が続くと思われませんが、貴会と税理士会の協力の下、地域経済発展に寄与することを祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。



## 新年のごあいさつ

高崎税務署

署長 小曾戸 勇

新年あけましておめでとうございます。一般社団法人高崎法人会の皆様方には、お健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。昨年は「税を考える週間」における広報活動や、租税教室の開催、税に関する絵はがきの募集など様々な法人会活動を通じて、税務行政の円滑な運営に多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。税務行政に携わる私どももいたしましては「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命

を果たすため、4月に施行される改正消費税法など重要な制度改正について、適切に対応し、納税者の皆様の信頼に応える税務行政に向けて最善の努力をしてまいり所存でございます。引き続き、法人会の皆様方の温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。「つる舞う形の群馬県」と上毛かるたにありますように、新しい年が一般社団法人高崎法人会と会員の皆様方にとりまして飛躍の年となりますようお祈り申し上げます、新年のご挨拶といたします。



林 進  
理事  
長野支部長  
株林製作所



嶋方 徳郎  
副会長  
広報委員長  
株テクノアート

群馬県西部県税事務所長表彰



横田 貞一  
副会長  
税制委員長  
平和衡機株



竹内 功  
副会長  
組織委員長  
株プリエッセ

群馬県税務功労者表彰

本年度秋の表彰等の栄誉に浴された役員の皆様を  
ご紹介いたします。

## 平成二十五年度 秋の表彰等受賞者紹介



信澤 卓  
会長  
信澤工業株

高崎税務署長表彰

(敬称略・順不同)



# 税制改正に関する提言活動

※全国各地域の法人会で、  
税制改正に関する提言  
活動を行いました。



## 平成26年度 税制改正に関する提言



高崎

左から富岡高崎市長、信澤会長、横田税制委員長



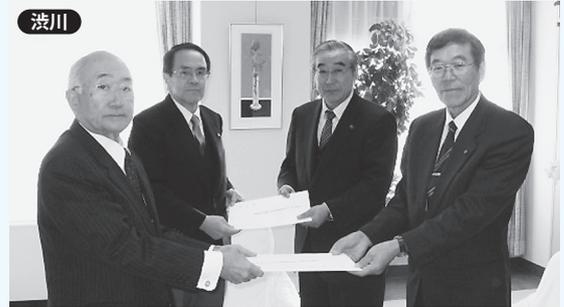
高崎

左から小野里高崎市議会議長、信澤会長、横田税制委員長

### 要望先一覧

(高崎税務署管内)

衆議院議員	福田 達夫氏
衆議院議員	小淵 優子氏
高崎市長	富岡 賢治氏
高崎市議会議長	小野里 桂氏
渋川市長	阿久津貞司氏
渋川市議会議長	入内島英明氏
安中市市長	岡田 義弘氏
安中市議会議長	伊藤 清氏



渋川

左から吉田渋川副地区会長、町田副会長、阿久津渋川市長、入内島渋川市議会議長



安中

左から中島安中地区会長、岡田安中市市長

「平成26年度税制改正に関する提言」のポイント  
を説明し、その実現を求めました。

※詳しい平成26年度の提言につきましては、法人だより150号ま  
たは、高崎法人会ホームページに掲載してございます。

会員一社一社の力が集まり、この様な活動が行えます。  
今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い致します。



安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成24年度末、当社調べ。  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。



大同生命 群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



## 高崎税務署長賞

## 「私たちの未来と税の関わり」

群馬県立渋川女子高等学校二年

後藤 志津香さん

「税金が高いよ。」母がため息をつけて私に言った。国はそんなにお金をとるのか。私たちの暮らしが大変になるではないか。税金の知識が乏しい私には、その母の言葉一つで、税金に対して悪いイメージを持った。

そんな時、学校の現代社会の授業で、国の歳入、歳出について学んだ。国の歳入の約半分は租税・印紙収入である。国の歳入は租税でまかなうのが原則であるが、リーマン・ショックやそれ以後の景気後退により税収は減り、公債がふくらむばかりという事を知った。借金がふくらむばかりではいけない。その中で

の税金の存在はとても大きいものなんだと感じた。税への見方が変わった瞬間だった。

また、国の歳入を見ると、社会保障に公債費をはじめ、教育、産業、国土保全・開発、防衛など、幅広い分野に税が使われていることが分かった。

もしこれらがなかったらどうだろう。社会保障がなかったら、私たちは今までのように安価で医療は受けられない。文教及び科学振興費がなかったら教科書は有料になるし、誰もが教育を受けられるようにはならないだろう。税金は私たちの生活と未来を良くするために使われているんだと感じた。

じた。

私はまだ高校生で納税というものをあまり身近に感じないが、物を買う時の消費税は普段から納めている身近な税だ。二〇一四年から消費税が五パーセントから八パーセントへ引き上げされる。これに対しても私は国民の負担が大きくなるだけ、と考えていた。しかし、私たち一人一人が払う八パーセントの税は、未来で私たちに必要な形になって帰ってくる。そう考えると、消費税率の引き上げは未来でのお返しが増えるというようにも感じる。税を知る事で考え方が変わった。

中学生の時、私は教科書の裏表紙に、「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待を込めて、国民の税金によって無償で支給されています。」と書かれていたのを発見した。その時、胸が熱くなった。

頑張つて働いて納めた日本のどこかの人の税金が、私たちのために、日本の未来のために使ってもらえていると思うと、私は使命感を感じた。この税金を無駄にしてはならない。この教科書をしつかり使つて学ぼう、と。

税について知るにつれて、国の未来を担う私たちに税の理解は不可欠だと感じた。将来大人になったら、税の不満でなく、税の希望を話せるようになりたい。



### 中高生の「税の作文」 受賞者一覧

(敬称略・順不同)

#### 税に関する高校生の作文

##### 【高崎税務署長賞】

「私たちの未来と税の関わり」  
群馬県立渋川女子高等学校  
2年 後藤 志津香

##### 【群馬県租税教育推進協議会長賞】

「私たちの生活と税」  
群馬県立渋川女子高等学校  
2年 富沢 菜那

##### 【高崎税務署管内 租税教育推進協議会長賞】

「税金で健やかな未来を」  
群馬県立渋川高等学校  
2年 都築 秀斗

#### 中学生の税についての作文

##### 【全国納税貯蓄組合連合会長賞 優秀】

「人々の願いからなる税金」  
高崎市立第一中学校  
3年 糸井 信幸

##### 【群馬県納税貯蓄組合 連合会長賞 銅賞】

「もし、日本に税金が無かったら……」  
吉岡町立吉岡中学校  
3年 星野 日花里

##### 【群馬県納税貯蓄組合 連合会長賞 優秀】

「世代をつなぐ助け合い」  
高崎市立並榎中学校  
3年 中島 功貴

「当たり前なんてない」  
高崎市立吉井中央中学校  
2年 福田 歩実

「税から生まれる幸せ」  
高崎市立吉井中央中学校  
2年 黛 美沙樹

全国納税貯蓄組合連合会長賞 優秀  
群馬県教育委員会教育長賞

# 「人々の願いからなる税金」

高崎市立第一中学校三年

糸井 信 幸さん

今の僕達にとつて、税と  
いうものをどのように考え  
るべきなのだろうか。

このような考えを持つよ  
うになったのは、小学校高  
学年からだ。それまで僕は  
税というものに商品を買う

ときに払う商品の値段の五  
パーセントの消費税のよう  
に、余計に払わなければな  
らないので嫌だという考え  
を持っていた。

しかし、今まで持ってい  
た考えも小学六年生の時に  
がらりと変わった。

小学六年生の冬、授業の  
一環として学校に税理士の  
方を招き、僕はその税理士  
の方に税についてのお話を  
聞いた。その方は消費税、  
法人税、固定資産税などの

税の種類についてお話をな  
さった後、税金は僕達が使

用している学校や公園など  
の公共施設や自分の使つて  
いる教科書に使われている  
ということをお話して下  
さった。

税金が公共施設や支給さ

れる教科書などに使われて  
いることは、すでに以前か  
ら知っていたことだった。  
しかし、税理士の方のお話  
を聞いた時、今までの自分  
自身の持つていた「ただ税  
としてお金を払わなければ

ならない」という自己中心  
的な考え方が未熟な考え方  
であると気付かされた。

このできごと以来、僕は  
税というものが僕自身に  
とつて、人々にとつて、社

会にとつてどのような存在  
であるのか、また、税を払  
うということはどのような  
ことなのかということを変  
めて考えるようになった。  
その結果、自分自身で新た  
に税についての考えを持つ  
ようになった。

その新たな考えとは、税  
金というものは、この社会  
がより良い社会になってほ  
しい、物事が円滑に進む社  
会であつてほしいという  
人々の願いが形となつて表  
れたものであるという考え  
だ。僕達に無償で支給され  
る教科書は今後の社会を担  
い、より発展していくよう  
頑張ってもらいたいという  
人々の願いが税金となり  
今、教科書となつて自分の  
手元にあるのだと現在では  
思う。

また、税を払うというこ  
とに関しては、社会や人々  
を支えるための最も重要な  
社会貢献であると考えた。  
国民の義務として「納税の  
義務」がある。これは現在

の社会を保ち支えるために  
もとても大切なことである。  
税金は現在の社会を維持す  
るためにも必要不可欠であ  
るため、この義務を果たす  
ということは、社会と人々  
を支える社会貢献であり、  
社会を維持するための原動  
力を生み出していることに  
もつながっていると思う。  
現在の僕は人々の願いと  
意思がつまつた税金によつ  
て支えられている。これか  
らは、僕自身が税金によつ  
て社会や人々を支える側  
になれるように、日々努力し  
ていきたい。



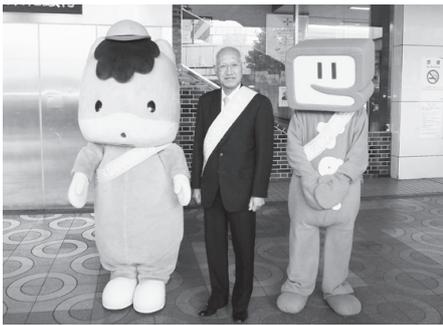
- 「納税の意識改革について」  
吉岡町立吉岡中学校  
3年 渡 辺 理 彩
- 【高崎税務署長賞】  
「みんなの暮らしのために」  
安中市立第一中学校  
2年 齊 藤 侑 夏
- 「私の身近な税」  
渋川市立北橋中学校  
1年 奈 良 杏 璃
- 【群馬県西部県税事務所長賞】  
「未来を明るくするために」  
安中市立松井田東中学校  
3年 山 下 心 子
- 【群馬県渋川行政県税事務所長賞】  
「税金と未来」  
渋川市立古巻中学校  
3年 安 達 佳 奈
- 【高崎税務署管内  
租税教育推進協議会長賞】  
「税金と明るい暮らし」  
渋川市立赤城南中学校  
3年 女 屋 祐 奈
- 「普通」を守る税金  
高崎市立大類中学校  
1年 菅 原 美 夏
- 【群馬県教育委員会教育長賞】  
「人々の願いからなる税金」  
高崎市立第一中学校  
3年 糸 井 信 幸
- 【高崎市教育長賞】  
「税の大切さ」  
高崎市立高南中学校  
3年 安 部 海 遥
- 【渋川市教育長賞】  
「税金のありがたさ」  
渋川市立渋川中学校  
3年 狩 野 奨
- 【安中市教育長賞】  
「税金の大切さ」  
安中市立第二中学校  
3年 小 山 結
- 【榛東村教育長賞】  
「税について考える」  
榛東村立榛東中学校  
3年 鎌 田 菜 緒
- 【吉岡町教育長賞】  
「税について」  
吉岡町立吉岡中学校  
3年 安 田 伊 吹

11/11  
11/17

「税を考える週間」 関連事業

平成25年度税を考える週間（11月11日～17日）の関連事業として、高崎法人会ではポケットティッシュ配布による街頭PR運動や、作家の林真理子氏による公開講演会などを実施しました。

税を考える週間PR運動  
ポケットティッシュ配布



11月11日（月）高崎駅東口及び西口にて、高崎法人会、高崎税務署、税理士会高崎支部、西部県税事務所



の4者合同で税を考える週間のPR運動として、小学生による「税に関する絵がぎこんクール」の優秀作品をプリントしたオリジナルポケットティッシュの配布を行いました。

法人会長、高崎税務署長、税理士会支部長、西部県税事務所長をはじめとする各団体の役員が、国税庁キャラクターの「イータ君」、群馬県のキャラクターの「ぐんまちゃん」と共に、午前7時より配布を開

始し、通勤・通学途中の方々に挨拶とPRの声掛けをしつつ、5000個のポケットティッシュを配布しました。

林真理子氏  
公開講演会開催

11月12日（火）高崎市文化会館にて、作家の林真理子氏をお招きし、「野心のすすめ」と題した公開講演会を開催しました。

当初の定員300名のところ、倍以上の方の申込があり、急遽、700名超収



容でできる会場へ、変更しましたが、それでも、定員以上のお申し込みをいただき、林先生の人気の程に驚きました。

定員越えのためお断りさせていただきました。皆様にはこの場にて改めてお詫び申し上げます。

講演会当日は、会員の方々をはじめ一般の方も含め約700名の方々が聴講に訪れました。

林先生はベストセラーになった小説を中心に取材過程やネタのきっかけ等の執筆作業をユーモアを交えつつ紹介され、何度も会場の笑いを誘っていました。

法人会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度

ご加入のおすすめ

中小企業向け貸倒保証制度 ご採用のメリット

貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。

与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に保険会社の審査が加わり、取引先に対する与信管理の充実・向上が図れます。

法人会  
会員企業専用プラン。  
是非ご利用ください。



ご連絡先・お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社  
群馬支店 高崎支社（担当：吉田）  
〒370-0045  
高崎市東町80 群馬トヨタビル5F  
TEL027-323-4332 FAX027-327-4046

納税表彰式

11月14日(木) ビエント高崎において、高崎税務署、西部県税事務所、渋川行政県税事務所、高崎税務署管内税務協力団体連絡協議会(税団協)共催による納税表彰式が行われ、高崎法人会も、税団協の一員として行事に携わりました。

表彰式では、高崎税務署長表彰、西武県税事務所長表彰等の授与が行われ、当会からも3名の方が受賞されました。(3頁参照)

続いて、税に関する高校生の作文、中学生の税についての作文の表彰式も行われ、優秀作品2点の朗読も行われました。(5〜6頁参照)

税に関する座談会

11月11日(月) 高崎税務署において、高崎税務署と高崎法人会女性部会との「税に関する座談会」が行

e-Tax

電子申告で  
効率UP!

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

高崎税務署長講演会

優良法人特別部会(松井一雄世話人代表)では、「税を考える週間」の行事として、11月15日(金)、高崎税務署長の小曾戸勇氏をお招きし、税務署長講演会をランドパティオ高崎において実施しました。

講演会では、「税の役割と税務署の仕事」と題し、税の役割や、「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax」の改善等の納税環境の整備国際的租税回避へ



小曾戸税務署長



松井世話人代表

の対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための国際的な取引への対応等、様々な事例を交えご講演いただき、大変興味深い内容でした。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社(お問い合わせ先)

Afiac アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

# 「経営者の使命」

## 困難に挑戦するのが

横浜市立大学  
非常勤講師  
柳沢 剛

経営に困難はつきものである。自由主義経済体制下では競争はあたりまえだし、高度経済成長時代でも、倒産も失業も常にあった。

ただ、成長を続けている時代は作れば売れるということ、積極型経営で元気な経営者が多かったことは事実であろう。

しかし、バブル経済の崩壊で失われた10年が15年、20年とマイナス成長時代が続き、ようやく浮上仕掛けたときに、リーマンショック、そして、東日本大震災、円高と日本経済は大きなダメージを受け、ようやくアベノミクスで今度こそはと経済の再生成長に大きな期待を寄せている。

しかし、経済もまた想定外の事が常に起こる時代で、

ヨーロッパはもう安全なのか、アメリカ経済の回復は本物なのか、世界経済の牽引車と言われた中国経済成長の鈍化や先進経済圏の仲間入りをするための各種の法整備などが党や人による管理から法による管理に移行しようとしているかに見える状況の中で不安定要素となるなど、グローバル化した経済は何が起きるか分からない状況になっている。

しかし、経営は手をこまねいているわけにはいかないわけで、常に見通しが不透明の状況であっても一歩踏み出し競争に打ち勝つ必要がある。

そこで、今経営に与えられている困難な課題を検討し、どのように挑戦すべきかを考えてみたい。

### 成長戦略分野への挑戦

アベノミクスの三本目の矢、すなわち「成長戦略」は6月に発表された。

この矢の飛ぶ方向はグリーン分野(再生可能エネルギーや環境対応分野)、ライフ分野(医薬品・医療機器、介護分野)、アグリ分野(農林水産分野)、そして、メンテナンス分野(社会インフラ分野、安全安心分野)の4分野ということである。このようなターゲットは前政権でも日本再生戦略として発表されており大差はなく異論のないところである。

要するに途上国との棲み分けが出来て日本の得意分野で内外に大きな需要が見

込める分野と言えよう。このような方向性はかなり前から言われており、今更政府から言われるまでもなく、賢明な経営者は理解している分野と言えよう。問題はこれらの成長分野に挑戦する環境がどれだけ整備されているかということである。

その第一は規制緩和であり、第三は抵抗勢力の排除ということになる。民間が自由闊達にビジネスが出来る環境さえ整えば、黙っていても民間は新しいことに挑戦する事は間違いない。

### 価格競争力から非価格競争力へのシフト

途上国との競争は、明らかに価格競争であった。

日本は1992年、すなわち20年前に時間当たり労働コストが米ドル建てで米国の16.17ドルに対して日本の16.16ドルと米国に追いつき肩を並べた。それから、じわじわと価格競争に

巻き込まれ、日本は改善の強化、自動化等を図ることによって競争力を維持し、国際的な競争に打ち勝ってきた。

そして、ついに労働コスト引き下げの限界に至り、労働者派遣法によって非正規労働者の雇用を認めるに至り、25年2月には非正規労働者比率は35.2%で労働者の1500万人が非正規となった。

雇用労働者の1/3強が非正規となったのである。しかし、この安い労働力でも家庭電器を中心とするアッセンブリー産業は収益が回復できず、TVセットメーカーによっては9年間も赤字を続けるという状況となり、軒並み1万人規模のリストラという事態となった。

そしてさらに非正規雇用比率は悪化し25年6月には38.2%となり2000万人もの巨大な塊が非正規雇用労働者と悪化している。すなわち価格競争力で勝負するために労働力を非正

規化し人間を材料のごとく使用しても生き残れないことを証明している。

この間、優秀なベテラン技術者は海外に流出し、素人集団がモノづくりに携わるといふことで技術の集積は疎かになり、非正規雇用は悪循環を始めているといえよう。

すなわち、途上国との価格競争に終止符を打つには非価格競争で勝負する正規雇用者による棲み分け技術、棲み分け事業で付加価値の高い分野、時代の要請にこたえる産業分野にシフトすることが日本の生きる道ではないかと思う。

▼ エネルギー問題への対応

エネルギー問題は議論が百出している。

福島の問題は議論が百出している。電力会社を含む原発専門家といわれる集団の安全確保や廃炉技術などは信用できない。核廃棄物の処理も見通

しが立たないまま再稼働させることはありえない。

広島市長の平和宣言では「核と人類は共存できない」といった考えなど、自然エネルギーに転換することを主張する考え方がある一方、一見電力が足りているように見えるのは電力各社は休止していた火力発電所を再稼働させているためであり、国際的にみて高い日本の電力はさらに高くなり産業の国際競争力はさらに厳しくなる。

CO2対策に貢献していた原発の稼働を認めないと我が国のCO2削減国際公約は果たせない。第三者の原子力規制委員会が新たに提示した安全基準に合致し、規制委員会の審査にパスした発電所は再稼働を認めるべきだ。といった議論が目下延々となされている状況である。

結論がどうなるかは不透明であるが、電力を必要とする企業は自営手段を講ずるべきではないだろうか。

電力は分散発電、自然エネルギーの活用、自由化、スマート化の方向にあり、自らの電力は自ら確保する計画を持つ時代になった。

停電事故や計画停電などに対する危機管理もこれからの企業経営の条件として考慮することと、ピークカット対策、省エネ対策なども今まで以上に真剣に取り組む必要がある。

▼ 非正規雇用からの離脱と中高年、女子労働力の活用

少子化が進む中で生産年齢人口(15歳〜64歳)は1995年をピークに年々減少し続けている。にもかかわらず、15歳から24歳の年齢層の50%近くが非正規雇用者になっているという我が国の雇用状況は深刻とも言える状況にある。

さらに、アベノミクスでは女子力の戦力化、社会貢献を重要な柱として強調しているが、M字カーブと言われる30代から40歳までの層に働いている女子が減少

するといわゆる結婚によつて退職する、いや、退職せざるを得ない働きにくい社会という課題を抱えている。まさに、保育園不足による待機児童問題や、出産や子育てに対する企業側の理解不足などが問題としてかなり以前から指摘されている。

大企業の事例ではあるが、N社は管理職の20%が女子で本社の中には社内に保育園があり女子社員は戦力化しているということである。

女子は重要な顧客であり商品開発にも女子力を生かしているということである。政府の方針に対して無理しているわけではなく、女子のパワーは生かし活用する経営方針によるものということである。

一方、中高年者の活用も大きな課題を抱えている。定年を65歳にシフトする事を要請されているが、中高年はお荷物という考えの企業が多く、特に大企業ほど定年と同時に労働市場に

放り出す傾向が強い。気力体力十分な中高年は多いだけに、活用し戦力化する方法を工夫したいものである。

▼ 困難は避けるものではない、解決するもの

この言葉は、日産自動車のCEOカルロス・ゴーン社長の言葉である。

困難な課題は目白押しである。まるで、禅問答でもしているように迫ってくる。しかし、困難に直面した時逃げるのではなく困難に挑戦し解決するために経営者は存在するということがある。ゴーン社長は「避けるな、解決せよ！」と迫っているように思う。

どこかの政治のように、困難な課題への対策は決められない、困難な課題ほど解決を先送りする、ということでは厳しい企業間競争に打ち勝つことは不可能と言えよう。昨年のはやり言葉ではないが、「いつやるか、今でしょう！」ということである。

困難な課題は目白押しである。まるで、禅問答でもしているように迫ってくる。しかし、困難に直面した時逃げるのではなく困難に挑戦し解決するために経営者は存在するということがある。ゴーン社長は「避けるな、解決せよ！」と迫っているように思う。

# 部下を育て 戦力化する 要諦

経営コンサルタント  
吉田寛和

部下を育て、動かし、業績を向上させる最大の任務を担うのは管理職者である上司の務めである。

部下の人心を掌握し、適材適所で部下を巧みに動かし、活かすところが管理者としての務めといえよう。

が、業績という結果に結びついてないのが実情であり、うまく管理者の役割や機能が果たされていないといえよう。

社員がそう多くはない中小企業にとって、上司と部下との距離が短いというのは強みであり、顔と心の距離は近く、管理者が部下を

心底知るにはそう多くの時間は要しない。その強みを生かし、部下を育て、戦力化するために取り組むべき4つの要諦を伝えたい。

まず、部下は仕事の与え方・やらせ方ひとつで大きく伸びることを心得たい。

部下は、今以上に仕事をこなし、成長したいと願い、何よりも認められたいと願っているものである。部下の現状の業務遂行能力が100%だとすれば、仕事で発揮すべき業績遂行能力を120%以上の目標値を設定してきちんと伝えることである。

そして、部下の心に火をつけるために、「厳しい目標だと思いが、君には十分に達成できるだけの能力もあり、期待している」との一言を添えれば、「よし、やるぞ」と、上司から認められたいと奮闘するものである。

そして次に大事なものは、誉めることである。誉めることは「ヤル気」の源泉なのである。

しかし、仕事ができる管理者ほど、出来るのが当たり前だとして、誉めることを欠く向きが多い。

誉められることで部下は、認められたと感じるばかりでなく、自尊心がくすぐられるものである。

そして何より、成果を上げた仕事への取り組み方が正しかったことへの得心を深め、さらに実力を増していくのである。

さらに、管理者は部下を信頼し、アテにしていることをきちんと伝えることである。

アテにすることは、仕事を任せる事であり、責任を伴って、仕事の進め方についての権限を与えることでもある。

権限を伴った仕事を与えられた部下は、成功や業績を上げるために、挑戦する意欲を持ち、成功させるための工夫を考え、自ら努力を重ねていく。

この場合、注意しなければならぬのは、部下に丸投げで放ってはいは挫折に陥ったり、だからだと安易な仕事に流されてしまう危険があることである。

管理者として、問題に気づいたり、仕事の進捗状況に応じた先読みでの課題解決の働きかけや動機づけをすることを忘れてはならない。

『論語』に「有教無類」（教えありて類なし）との記述がある。

これは、「人間には、生まれつきの差はなく、教育による違いがあるだけ、だれでも教育によって立派になる」との教えだ。

部下に権限を与えて仕事を任せて進めていく上で、管理者はこの教育という視点での助言が部下を大きく成長させるものだということをしつかりと心得ておきたい。

そして最後に、良好な上下関係を構築する事であり、それは良好なコミュニケーションづくりにある。

コミュニケーションは、上下相互に方針・目標を共有し、そして信頼関係を築くことにある。

常に職場で部下に対して人間尊重に根差して声掛け、また、時として定期的な面談を図っていく組織的な取り組みが欠かせない。

管理者の最大の責務は「部下を生かし育てる」ことにあるが、上述の4つの要諦を今一度振り返り、実践していくことが、厳しい環境の中で企業の活路を開いていくのである。

管理の要諦を実践し、業績を伸ばそうではないか。

# 社員食堂のヘルシー食

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

美味しくて、ポリウム  
いっぱいメタボ対策

社食、つまり社員食堂の食事と言えば、学食(学生食堂の食事)と並んで、ずっと「安かろう、まずかろう」の代表格でした。

ところが最近、ある企業の社食のレシピ本が注目を集め、600万部を超す大ベストセラーになっているのをご存知でしょうか。書籍だけでなく、映画化もされています。

話題の本とは、ずばり「体脂肪計タニタの社員食堂」(大和書房)です。計測器メーカーのタニタは、世界でも初めて開発した家庭用体脂肪計をヘルスメーターと命名して売り出し、一躍知られるようになりまし。社内にはアイデアマンが多かったのでしょうか、なぜ製品とは違う社食でも有名になったかというところ

どうもラッキーな偶然が重なったようです。

発端は、ある社員が「うちの社食は美味しく、量も非常に多いのに、知らないうちにスリムになっていった」とコメントしていたのが、たまたまNHKテレビ担当者の目に止まりました。そして話題として放映されたのを、これまた、出版社の担当者がたまたま見ていて、「これはいける」と判断したのでした。

ポイントには、「知らないうちにスリムになっていった」という社員のコメントにある通り、タニタの社食はメタボ対策も兼ねたヘルシー食だったことです。その上で、味が良く、ポリウムがたっぷり、ときています。ダイエット絡みの食事は一般に、量が圧倒的に少なく、しかも砂糖を噛むような味があるものが多いと言われているようですが、これはま

さに正反対というか、ヘルシー食の常識を打ち破っていました。

1食あたり500キロ  
カロリー前後を厳守

同社の社食作りを総括すると、「美味で、満腹感がある」を大前提に、「ヘルシーで、バランスのとれた食事」を基本方針としています。具体的には、①1食あたり500キロカロリー前後に抑える②野菜をたっぷり入れる③塩分を控えめにするの3つです。アイデアを自由に話し合う社風の中で、管理栄養士たちが議論を重ね、必要な栄養素を全て盛り込み、味付けにも存分に腕を発揮したと思われる。

働き盛りの男性社員が昼食に好んで食べるビーフカレーは平均950キロカロリー、カツどんは890キロカロリーあります。それを500キロカロリーで満腹感を持たすのには、味の良さと同時に野菜が中心ながら、量の多さにあることは間違いありません。太ってはいけないと、ほんの少

しの量を出されると、食べる方の気分は萎え、間食に走りがちになります。参考までに日本人男性の1日平均摂取カロリーは約2200キロカロリーですが、30代だと3000キロカロリーほど多くなっています。

ただ、タニタは東京・板橋にある本社の社員食堂を一般公開している訳ではありません。その代わりに外食産業と提携し、首都の中心街・丸の内には食堂をオープンしました。店名は「丸の内タニタ食堂」。800円の日替わりメニューは、ご飯に3菜、みそ汁で、本社食堂の基本がしっかり守られています。日本を代表する近辺のサラリーマン、OLからは、満腹ヘルシー食と呼ばれていると聞きました。

今回のポイントは、「いっぱい食べて、スリムになる」こと。男性の多くは社会人になると、運動不足と居酒屋通いで胴回りが膨れてきて、悩んだあげくにダイエット食への挑戦を始めています。そうしたメタボ予備軍にも大変参考になる、ありがたい教科書が出現したと言えそうです。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

# 「大介護時代」

## 仕事と介護の両立があたりまえの社会を

日刊工業新聞社論説委員長 岡田 直樹

今や10人に1人が仕事をしながら介護に関わり、介護を理由とする退職者も年間14万人超と深刻な状況にある。2025年には団塊世代が75歳以上になり、企業経営を担う団塊ジュニア層が親の介護に直面する「大介護時代」が到来する。団塊ジュニア層は兄弟が少なくうえに未婚率も相対的に高く、親の世代に比べて介護の負担が大きくなると予想される。

企業にとつては、仕事と介護を両立しやすい環境づくりが経営の重要な課題になりつつある。とくにマンパワーに限りがある中小企業では、介護のために中核人材が退職したり、女性の活用が妨げられたりする事態になれば、経営の弱体化につながりかねない。

### 介護は隠し事になりやすい

両立を難しくしている背景には、介護特有の事情が

ある。生命保険文化センターの調査によれば、介護期間は平均4年6か月強に及ぶ。いつ始まり、いつ終わるか見通しが立たず、長期化する傾向にある。介護者は管理職が多い40代と50代に集中し、介護が必要な時に休みがとれない、遅刻や早退ができないといった悩みを抱える。また要介護者宅まで片道数時間かかる「遠距離介護」が増えるなど、核家族化に伴い介護者の負担は大きくなっている。

中小企業は長期間利用できる休業だけでなく、半日や日単位で取得できる介護のための休暇制度や勤務日選択制、在宅勤務など、働き方を柔軟にする必要がある。また、介護保険料の支払いが始まり、介護に直面する可能性が高まる40歳から、介護保険制度の概要や社内支援制度などの基本情報を周知するといった早めの取り組みが大事だ。

### 中小企業は 少人数の利点生かせ

中小企業は大企業に比べて、こうした対応が難しいわけではない。むしろ少人数の職場だからこそ裁量が働き、従業員が介護の時だけ職場を離れるといった臨機応変な対応がとりやすいともいえる。地域の中小企業が共同で介護に必要な情報を収集したり、社会保険労務士を介して一体的に対策を進めたりする方法も有効だろう。

### 「お互い様」の企業風土を

肝心なのは「介護は定年までにほぼ全員が直面する課題」という「お互い様」の企業風土を醸成し、部下

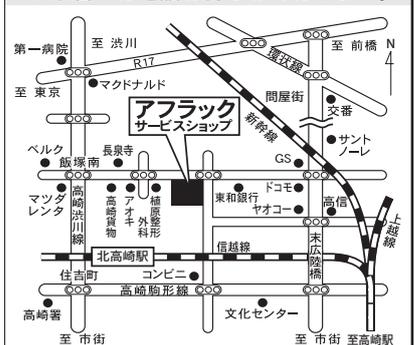
が上司に相談しやすい職場環境をつくることだ。それにはトップが旗振り役に必要がある。

従業員約780人の住宅設計コンサルティング会社（千葉市）は今年8月、法定の93日を含め1年間の介護休業制度を導入した。女性が半数を占めCADを扱う技術職が多いという事情から、「スキルの高い人に辞められたら経営の大きな痛手になる」（人事担当者）と早めの対応を決断した。「従業員に良い事は早く、というトップの理解が一番大きかった」（同）と話す。

国や自治体の後押しも欠かせない。介護支援に前向きな企業の紹介や、先進的な取り組みで実績を上げている企業を対象にした表彰制度などは、コストをそれほどかけずに、企業のやる気を引き出す効果が期待できそうだ。官民が協力して仕事と介護の両立があたりまえの社会を構築していかなければ、大介護時代は乗り切れない。



ご来店・お電話お待ちしております。



アフラック(アメリカンファミリー生命)  
サービスショップ  
高崎飯塚店  
(駐駐車場完備)

0120-0269-17  
ホームページから見積りできます。

http://www.idasogo.co.jp  
master@idasogo.co.jp

●営業時間 9:00~18:00 (日曜・祝日定休)●

「生きる」を創る。

Aflac 保険相談

募集代理店

(有)井田総合ビジネス

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2

TEL027-361-8431 FAX027-361-8455

# ハローキティと「おもてなしの心」

㈱アルティスタ人材開発研究所代表 玄間千映子

オリンピック日本開催、おめでとうございます。

ところで、そのオリンピックの日本のプレゼンテーションで、審査員の耳に残ったのが、「おもてなしの心」という言葉だったそうです。外国にも似たような「ホスピタリティ」という言葉があります。にもかかわらず、"O M O T E N A S H I"と語りかけたのですから、違いがハッキリあるのでしょうか。

## 「ホスピタリティ」の違い

ところが、2つの言葉が「どう違うのか説明せよ」といわれても、日本人の私たちですら上手く言えない気がします。ちょうど、「侘びさび」が日本文化の特徴の一つだといいたが、それがどういふものだから、日本人ですら上手く説

明できないのと似ています。

「ホスピタリティ」と「おもてなし」。例えば、「ホスピタリティ」は病院などでも使いますが、「おもてなし」は使いません。医療の現場では、まずは患者の状態を正しく観察し、治療の視点から患者にとつて最適なことを行うわけですから、確かに「おもてなし」という感じではありませ

ん。相手が、喉が渴いていそうだなと思ったら、「おもてなし」は「お茶やりませんか?」と訊く前に、お茶を出してやる感じですが、「ホスピタリティ」は訊いて、欲しいと答えたら出すという感じです。

欲しいという意思表示に込めるのが「ホスピタリティ」、欲しいという気持ちが潜在的にあるのを汲み取って対応するのが、「おもてなし」という感じがしま

す。

ただ、「ホスピタリティ」は「おもてなし」と違って、欲しいという意思表示には何度でも対応してくれそうな感じはします。病院では患者の意思表示に答え続けることは必要でしょう。だから、「ホスピタリティ」は病院で使われるのかも知れません。

もちろん「おもてなし」でも、欲しいという意思表示には何度でも対応してくれるのでしょうか、それはもう「応接」とか別の言葉の範疇に入ってしまうような気がします。

その違いはなぜ起きるのかと考えると、たぶん「おもてなし」時には、相手の心に寄り添う、という心構えが最初にあるからと思えました。相手の心に寄り添うことでまず、「心の会話」が始まります。そして次に「言葉の会話」が始まるといふ、2段階会話術を「おもてなし」は秘めているように思えます。言葉の会話が始まった後では、「ホスピタリティ」との差異は薄くなる。その違いが、それぞれの特徴と感ずるのではな

## 相手の心に寄り添う気持ち

そういえば、日本のもので、心の会話を得意とするので、世界にヒットしているものがありました。それが、キティちゃんです。キティには、お口がありません。開発担当者の話では、これは忘れたのではなくて、もともと、付けることを考えなかったそうです。元気がいっぱいなミツキーマウスとの違いを作ることを考えたときに、心の会話の存在に気づき、キティを手にした子供の心が自然にキティに寄り添うには、「キティにお口は要らない」と決めたのだそうです。

それが大成功。以来、キティは世界中の子供や、子供の頃にキティとの会話になじんだ大人までマーケットに取り込んで、日本を飛び出し世界のキャラクターとなりました。

言葉の会話の前に、「心の会話」。7年後のオリンピックの時に備えて、今から日本の得意な2段階会話力に磨きをかけておきましょう。

企業のために、  
経営者とともに。



**DAIDO 大同生命**

群馬支社/前橋市南町3-9-5  
TEL 027-223-5260

## 青年部会

# 社会的責任としての 租税教育活動と租税教室

【租税教室とは】

（国税庁資料より抜粋）

「租税教室」は、次代を担う児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらい、税に対する理解が、国民各層に広がっていくことを願って開催しています。（中略）

税金とは「社会共通の費用をまかなう会費」であるということを学んでもらい、なぜ税金が必要か、また、税金が社会のためにどのように使われているのかなど、ビデオ等を使って説明します。

【管内での取り組み】

高崎税務署長、管内の市町村長、各教育長、校長、会長、県税事務所長、法人会を含む税務協力団体等で組織する高崎税務署管内・租税教室推進協議会（会長 高崎市長 富岡賢治氏）が中心に高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村の小学校、中学校、高等学校等を対象に租税教育活動・

租税教室の開催を行っています。

【高崎法人会での取り組み】

法人会青年部会としては、企業の社会的責任・社会貢献活動のひとつとして、部会員の理解と協力のをもと、税知識の普及や啓蒙を目的に、租税教育活動推進協議会のご協力を得ながら租税教育活動の「租税教室」の開催を行っています。

また、税が大切なものだと伝えると同時に、税が正しく使われているのかを国民一人一人が自分のこととして考え行動してほしいとの願いで租税教室を行っています。

【最後に】

青年部会に限らず、すべての法人会の会員企業の皆様のご理解とご協力で、企業の集合体として会員の社会的責任を果たすため、各種の社会貢献活動が行えますことを、改めてご理解いただければ幸いです。

## 女性部会

# 秋の研修会 ～山梨方面へ～

十一月十九日、四十二名が参加し、「西湖いやしの里根場」と「桔梗屋工場見学」へ出掛けました。

いやしの里根場は、昭和四十一年の台風災害で失われた茅葺き集落を再生した、昔懐かしい日本のふるさとを感じられる観光拠点です。

富士山が、平成二十五年六月に世界文化遺産に登録されましたが、いつでもその雄大な姿を拝める訳ではありません。霧や厚い雲に遮られ、見えないことも多いのですが、当日はラッキーなことに絶好のお天気で「日本の宝」富士山を眺めることができました。

次に、山梨銘菓、信玄餅の桔梗屋の工場へ。信玄餅は、誕生当時と変わらぬ「人の手」によってひとつひとつ包装されているそうです。女性が活躍している職



場を見学させていただきました。バスの車内では、富岡製糸場ドキュメンタリー映画「はじめの始まり〜ブルクとシマン〜」のDVD研修を行い、富岡製糸場の歴史と価値を再認識しました。世界遺産登録への期待が高まります。

秋の一日、部会員同士の親睦を深めた賑やかな研修会となりました。

## 法人会は 「正しい納税・健全な経営・社会貢献」

をテーマに活動する全国約90万社の経営者の団体です。

いつの時代も「企業」と「税務」は切っても切れない関係であります。長年、法人会は、正しい納税者の団体として、企業と税務のパイプ役として、また、良き経営者を目指すものの団体として各種事業や社会貢献活動を行っています。

様 名

会員企業紹介

サンエス工業株式会社



代表取締役  
清水 威

一、所在地

高崎市町屋町七二〇  
Tel.〇二七―三四〇―一五八一

二、事業概要

当社は、昭和34年に(有)清水電気として創業し、平成元年にサンエス工業株式に社名を変更し現在に至ります。事業の内容は、電子部品の製造・組立・検査と自動車部品の加工・組立・検査を主軸として、消臭・感染症対策製品の生産と販売を行っております。さらに新規事業として、環境関連製品の開発と生産にも取り組んでおります。

当社では、今まで培ってきた生産技術をベースとして、ISO9001のマネジメントシステムを有効活用し、激変する



三、経営理念・会社PR

マーケティングとお客様のニーズに対応するため、品質・コスト・デリバリーの改善ならびにCSR活動について継続的に取り組んでおります。

創業以来、「従業員の幸福」「利益の追求」「地域社会への貢献」の3つを経営理念として事業を行ってきました。これらを実現するために、現場力を鍛え「凡事の徹底」と「曖昧の排除」を基本として、お客様に満足していただけるものづくりを目指しております。

子 持

会員企業紹介

有限会社 東電器



代表取締役  
仙名 聖司

一、所在地

渋川市中郷五九八―五九  
Tel.〇二七九―五三―三二七〇

二、事業概要

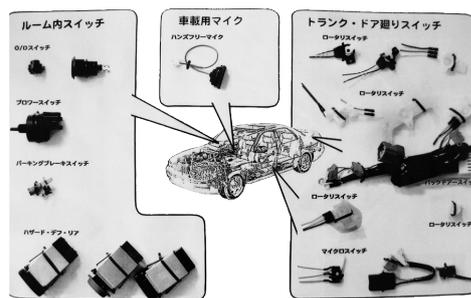
当社は、昭和48年創業開始以来、ハーネスカット加工からはじめ、安定器、スイッチ、タイマー、ソレノイドコイル、ランプホルダー、非常灯用器具部品の組立な



三、経営理念・会社PR

「常にお客様の満足を第一に考え、仕事の質を高めて良い製品を提供する。」を品質方針に掲げ、品質・コスト・納期の管理に徹し、日々の改善活動を社員全員で行って、会社成長へ向けて一致団結しています。

お客様のニーズに合わせて、中少ロット多品種に対応しております。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F  
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

群馬

国分ニンジンの歴史

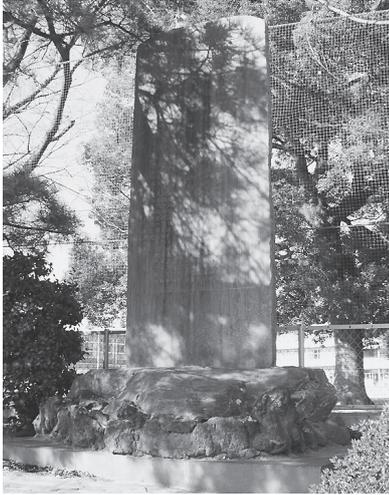
上野国分寺跡（高崎市東国分町）に近い国府小学校の東南の一角に、「国分人参誌」という石造りの重々しい記念碑が建っています。

昭和30年代に建てられたものと思われませんが、題字は当時の農林大臣井出一太郎によるもので、歳月にさらされた碑文には「國分鮮紅大長人参」の由来が記されています。

国分ニンジンは、明治末期に矢島常七という人が東京西ヶ原よりもたらしました。

その後大正時代、旧群馬

町地区の国府村西国分において品種改良された特産の種は全国で使われ、昭和30年代前半には国内のニンジンの8割を占めていたそうです。しかし、高度



経済成長期になると各家庭で冷蔵庫が普及するようになり、収納しやすくまた農家にとっては収穫が容易な短いニンジンが一般的になりました。煮くずれせずコクのある甘さで全国的に名をはせた国分ニンジンも、長さが6センチ以上にもなる形状から敬遠されるようになり、生産農家は激減しました。

スーパー等で見かけることはなく、消費者の目にも入らないので、今では幻の名産品になりつつあります。

新町

高崎市新町のビジネスポータルサイト  
新町未来メッセ

高崎市新町商工会（運営委員長 葉原恒一）は今年2月をめどに、インターネットポータルサイト「新町未来メッセ」を立ち上げ、優れた技術や製品を有するものづくり企業を広く地域内外に紹介しビジネスの機会を創出します。併せて企業ガイドマップも作成し全国の商工会をはじめ、商工会議所、各種団体、新町地域内全世帯など約8,000カ所に配布します。

新町未来メッセとは、新町を中心とした地域の企業、事業所、商品を日本中に売り込むためのインターネット上に構築した仮想市場（メッセ）のことです。



その「メッセ」に事業所や企業の情報を集積して日本中に発信してビジネスチャンスを広げます。また、メッセに参加した企業情報が閲覧できるよう全国すべての商工会、商工会議所にパンフレット（企業ガイドマップ）を配布しインターネットとリンクさせて相乗効果を狙います。

現在、「新町未来メッセ」のFacebookページを開発して活動状況をリアルタイムで公開しています。是非、ご覧ください。

「新町未来メッセ」↑検索

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —

**生きるための  
がん保険 Days**

がん保険なら



医療保険なら



— 法人会 —

**ちゃんと応える  
医療保険  
EVER**

■引受保険会社（お問い合わせ先）

**Afiac アフラック**  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社  
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

●法人会・税理士会

親善ゴルフ大会開催

●第6回ボウリング大会開催

親善ゴルフ大会

平成25年10月22日(火)、高崎法人会と税理士会高崎支部では、サンコー72カントリークラブにおいて、親善ゴルフ大会を開催いたしました。

同じ税務協力団体として、日頃協力している両団体が、より一層連携を深められるよう毎年開催されており、今年も両団体より、合計88名が参加し親睦を深めました。



優勝した清水さん(右)

ボウリング大会

高崎法人会では、平成25年11月22日(金)パークレーン高崎において、ボウリング大会を開催いたしました。

当日は、会員企業の代表者、従業員、また、その家族の方々等85名が参加しました。大会は2ゲームの合計得点で順位を決定し、今年は合計462点の高得点で高崎市の石橋克美さんが優勝しました。



雑学の庭

めでたいめでたい！東京五輪

フリーランスライター 藤木 順平

2020年の第32回オリンピックが東京に決定。これで、東京は数少ない複数回オリンピック開催都市(夏季大会はロンドン3回、アテネ、パリ、ロサンゼルスがそれぞれ2回)になる。

現在、体育の日は10月の第2月曜日だが(2000年から、ハッピーマナー制度の適用により)、以前は10月10日だった。それは、1964年の前回の東京大会の開会式が行われたこの日を記念としたからだ。

国民の祝日ではなくなったが、この日は「目の愛護デー」である。それは10月10日の「10」をそれぞれ横にして並べると人間の眉毛と目に見える。なんだか「マンガ」みたいな話だが、厚労省が主催する立派な年行事

であり、60年以上の歴史があるのだ。

「目は口ほどに物を言う」「目を光らす」など、「目(眼)」から始まる成句がいくつあるのか？

手元の『広辞苑』で調べたら125個もある。いかに「目」が実生活にかかわりがあるかわかるというものだ。

7年後の東京オリンピック(7月24日〜8月9日)の開会式や競技を、わたしたちはこの目で見て、美しさに目を奪われ、新記録に目が点となり、目を疑う記録に驚き、素晴らしいプレーを目に焼き付けようではないですか。



ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約90万社の、会員組織です。

会員募集



一般社団法人高崎法人会 事務局

TEL: 027-363-4526

http://www.takasaki-hojinkai.com/

税理士会

「税を考える週間」の広報活動

関東信越税理士会  
高崎支部税理士 狐塚 康 昭

税を考える週間

「日頃から国民の皆様  
に租税の意義、役割や税務行  
政の現状について、より深  
く理解してもらい、自発的  
かつ適正に納税義務を履行  
していただくために納税道  
義の高揚に努めてい  
ますが、毎年11月11  
日から11月17日まで  
の1週間を「税を考  
える週間」とし、特  
に、この期間を中心  
に様々な広報広聴施  
策を実施していま  
す。」(国税庁HPよ  
り)ということ、同  
週間の広報活動とし  
て昨年に引き続き  
様々な催しが開催さ  
れました。

ポケットティッシュの配布

この広報活動の一環とし  
て、税を考える週間の初日  
にあたる11月11日(月)に、  
高崎税務署・西部県税事務  
所・高崎法人会・税理士会高  
崎支部と4団体共同で広報



ティッシュを配る石井支部長

今年なんと2年連  
続ゆるキャラグラン  
プリ3位に輝いたぐんま  
ちゃんにも参加してい  
ただきました。昨年に  
続いて参加してくれた  
イータ君も頑張ってく  
れました。  
配布前は生涯初の  
ティッシュ配りに少々  
緊張し、「税を考える週  
間」の櫛が気恥ずかし  
く、また配り終えるの  
が不安でした。しかし



用ポケットティッシュの配  
布事業を行いました。  
午前6時半に高崎駅西口  
に集合し、法人会・税理士会  
ののぼり旗を設置して、駅  
の東口と西口のペDESTリ  
アンデッキの1階2階に担  
当を分担し、予定通り午前  
7時より配布を開始しまし  
た。

始めてみるとぐんまちゃん  
効果(イータ君効果?)も  
あったのか、予定よりも早  
く8時半過ぎに用意された  
ティッシュは全て配り終え  
ました。  
昨年より始まったポケッ  
トティッシュの配布でした  
が、通勤通学の忙しい時間  
帯にもかかわらず、思った  
より多くの人が受け取って  
いただいた印象を受けまし  
た。  
今後は別の場所、別の時  
間帯での配布を考えてもい  
いのではないかと思います。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営**

**話**

消費税増税に伴う  
経過措置について

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 黒田 孝次

はじめに

消費税率が平成26年4月1日より8%（消費税6.3%・地方消費税1.7%）、平成27年10月1日より10%（同じく7.8%・2.2%）に2段階で引き上げられます。ただし、一定の要件を満たす取引については、従来の5%を継続適用できる経過措置の取扱いが国税庁より公表されておりあります。

主な経過措置（概要）

- ① **旅客運賃等に関する経過措置**  
旅客運賃、映画、演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者から領収している前売り券等については、平成26年4月1日以後に役務提供が行われても5%の税率が適用となります。
- ② **電気料金等に関する経過措置**  
電気・ガス・水道・電気通信利用料等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日の間に確定した料金等は5%の税率が適用となります。

③ 工事の請負等に関する経過措置

指定日（平成25年10月1日、平成26年10月1日、以下同じ）の前日までに締結等された工事や請負契約等については、目的物の引渡し日（平成26年4月1日以後）であっても5%の税率が適用となります。

なお指定日以後に当該契約の対価の額が増額された場合には、増額される前の対価部分だけが経過措置の対象となります。ただし事業者は相手方に対し、経過措置の適用を受ける旨を書面により通知する必要があります。

④ 資産の貸付けに関する経過措置

指定日の前日までに締結された一定の資産の貸付けに係る契約については、貸付けが平成26年4月1日以後であっても5%の税率が適用となります。

ただし下記の条件を満たす契約に限ります。

- (A) 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当該期間中の対価の額が定められていること
- (B) 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができない旨の定めがないこと

(C) 解約可能な旨の定めがないこと

(D) その他対価に関する契約の内容が一定の要件に該当していること

なお指定日以後に対価の額が変更された場合には、当該変更後の貸付けは経過措置の対象となりません。ただし事業者は相手方に対し、経過措置の適用を受ける旨を書面により通知する必要があります。

⑤ 仕入れに係る対価の返還等に関する経過措置

平成26年3月31日までに行った課税仕入れにつき、平成26年4月1日以後に仕入れに係る対価の返還等を受けた場合であっても5%の税率が適用となります。

⑥ 売上げに係る対価の返還等に関する経過措置

平成26年3月31日までに行った課税資産の譲渡等につき、平成26年4月1日以後に売上げに係る対価の返還等をした場合であっても5%の税率が適用となります。

⑦ 貸倒れに関する経過措置

平成26年3月31日までに行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等につき、一定の事実が生じたため、平成26年4月1日以後に領収を

することができなくなった場合であっても5%の税率が適用となります。

おわりに

消費税率の改正は平成26年4月1日以来17年ぶりとなります。今回の改正は前回の改正と異なり、2回にわたって税率引き上げが予定されておりあります。引き上げのタイミング時に新旧税率の適用を巡り実務上、様々な対応が必要となることが予想され、税率変更による納税の負担増に限らず、業務処理システムや帳票様式などの変更対応といった人的・資金的負担を負うことが考えられます。

また本編で説明した項目以外の取引についての経過措置も整備されておりあります。そのため、今後の情報にも留意しながら、すでに国税庁より公表されている経過措置の取扱いに関する法令解釈通達や事例解説等のQ&A等を再度見直し、事前準備に遺漏のない対応が求められます。

# 消費税法改正等のお知らせ

## I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

### 1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

(注) 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

### 2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区分	適用開始日	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消 費 税 率		4.0%	6.3%	7.8%
地 方 消 費 税 率		1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計		5.0%	8.0%	10.0%

※経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

## II 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

### ○制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

### 【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

#### 例 1

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。



#### 例 2

個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

！ 国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に上記以外の改正や事例も紹介していますので、そちらもご覧ください。

# 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充等

「所得税法等の一部を改正する法律」により、  
印紙税法及び租税特別措置法の一部が以下のとおり改正されました。

## I 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

### ●不動産譲渡契約書

#### 【～平成26年3月31日】

記載された契約金額が

1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円
5千万円を超え	1億円以下	4万5千円
1億円を超え	5億円以下	8万円
5億円を超え	10億円以下	18万円
10億円を超え	50億円以下	36万円
50億円を超えるもの		54万円

#### 【平成26年4月1日～平成30年3月31日】

記載された契約金額が

10万円を超え	50万円以下	200円
50万円を超え	100万円以下	500円
100万円を超え	500万円以下	1千円
500万円を超え	1千万円以下	5千円
1千万円を超え	5千万円以下	1万円
5千万円を超え	1億円以下	3万円
1億円を超え	5億円以下	6万円
5億円を超え	10億円以下	16万円
10億円を超え	50億円以下	32万円
50億円を超えるもの		48万円

### ●建設工事請負契約書

#### 【～平成26年3月31日】

記載された契約金額が

1千万円を超え	5千万円以下のもの	1万5千円
5千万円を超え	1億円以下	4万5千円
1億円を超え	5億円以下	8万円
5億円を超え	10億円以下	18万円
10億円を超え	50億円以下	36万円
50億円を超えるもの		54万円

#### 【平成26年4月1日～平成30年3月31日】

記載された契約金額が

100万円を超え	200万円以下	200円
200万円を超え	300万円以下	500円
300万円を超え	500万円以下	1千円
500万円を超え	1千万円以下	5千円
1千万円を超え	5千万円以下	1万円
5千万円を超え	1億円以下	3万円
1億円を超え	5億円以下	6万円
5億円を超え	10億円以下	16万円
10億円を超え	50億円以下	32万円
50億円を超えるもの		48万円

(注) 契約金額が上記の金額以下のものは、軽減措置の対象となりません。

## II 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

### 【消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合の契約書、領収証】

消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、「建物売買契約書」などの第1号文書、「工事請負契約書」などの第2号文書、「領収証」などの第17号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされています。

# 確定申告会場のお知らせ

## 申告の相談は「ビエント高崎」へ

### 会場

**ビエント高崎**  
(問屋街センター)

高崎市問屋町2丁目7番地  
<http://www.viento-takasaki.or.jp/>

### 開設期間

平成26年2月13日(木)～3月17日(月)(土曜日・日曜日は除く)  
(2月23日と3月2日の日曜日に限り、申告相談等の受付を行います。)

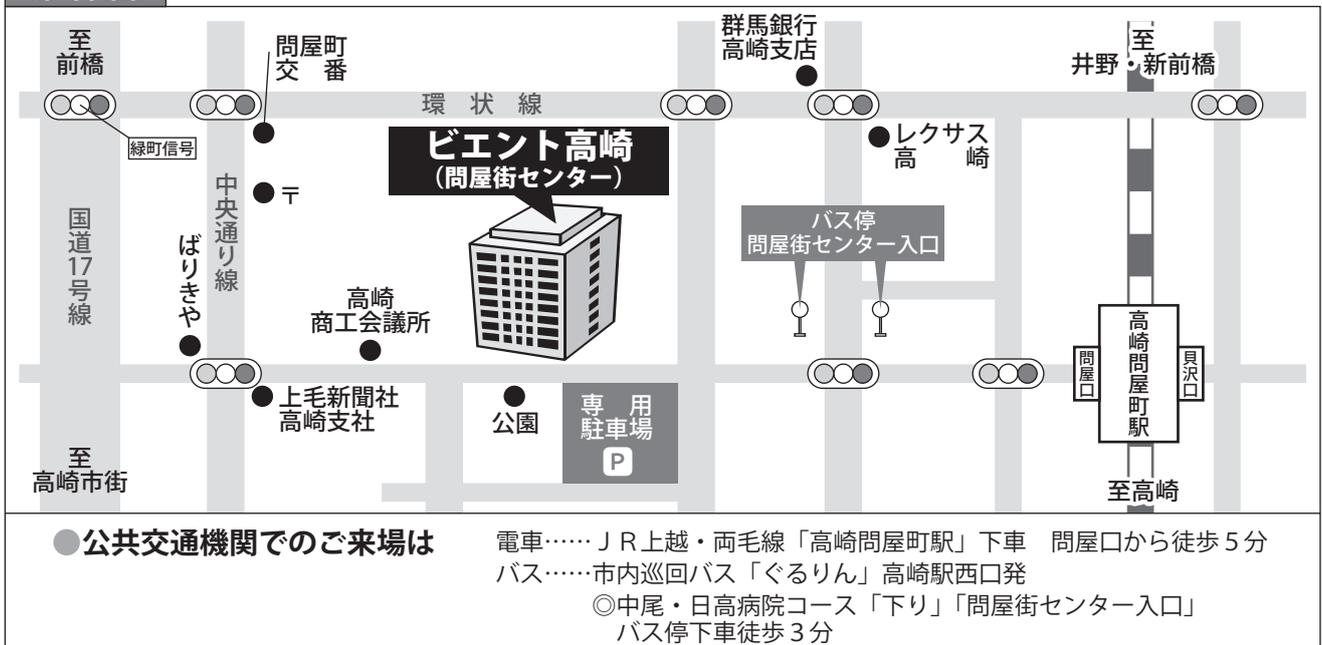
受付時間……午前9時～午後4時

この期間、高崎税務署庁舎内では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

### 留意事項

申告相談にお越しの際は、必要書類のほか、前年の控えを持参いただきますと相談がスムーズに進みます。

### 案内図



会場は大変混雑します。ご自分で申告書を作成して郵送等でご提出いただくことをお勧めします。

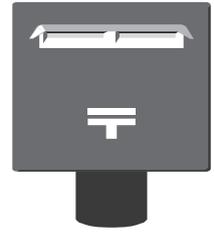
「ビエント高崎」への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

電話でのお問い合わせは、**高崎税務署 027-322-4711 (自動音声案内) へ。**

※上記の電話番号は、電話がつながると音声案内が流れますので、ご用件の内容に応じた番号をお選びください。



## 自動車税の納税は 口座振替で安心!



◆うっかり忘れていても、自動的に納税◆

「申込はがき」に必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。

◇申込はがきは、県税事務所・行政県税事務所・自動車税事務所・市町村窓口・各金融機関窓口等にあります。

### ■申込期限・振替日

ご希望の納期から利用する場合、次の期限までにお申し込みください。

- 平成26年度（5月末）から利用  
…**平成26年2月末日必着**
- 振替日は納期限です。  
平成26年6月2日

### ■複数所有の車も一括振替します!

- 自動車を複数台お持ちの場合、一回の手続きで同一名義の自動車すべてを口座振替にできます。

### ■自動車買換でも振替は継続します!

- 所有者の住所・氏名に変更がなければ自動車を買い換えても、そのまま口座振替が継続されます

### ■車検のための納税証明・領収証書

- 自動車税の口座振替は、領収証書に代えて、指定預金口座の通帳に印字されます。
- 継続検査用の納税証明書は、振替納税確認後、6月上旬にお送りします。
- 何らかの理由により引き落としができなかったお車については、6月中旬に納付書を送付します。お近くの県税（行政県税）事務所又はコンビニエンスストア等で納めてください。

### ■利用できる金融機関

- 銀行：群馬・東和・みずほ・三井住友・りそな・足利・横浜・北越・八十二・栃木・大光銀行の本(支)店
  - 信託銀行：三菱UFJ・みずほ・中央三井信託銀行の本(支)店
  - 信用金庫：高崎・桐生・アイオー・利根郡・館林・北群馬・しののめ・足利小山信用金庫の本(支)店
  - 信用組合：あかぎ・群馬県・ぐんまみらい信用組合（旧かみつけ・東群馬信用組合）の本(支)店
  - 群馬県信用農業協同組合連合会本所
  - 商工組合中央金庫・中央労働金庫の本(支)店
  - 農林中央金庫・県内の農業協同組合の群馬県内にある本(支)店
- (注意) ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。

#### 【お問い合わせ先】

群馬県西部県税事務所 TEL 027-322-6297  
群馬県渋川行政県税事務所 TEL 0279-22-4050



①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

<b>吉井</b> ① (有)デザイン・ゲン ② 佐藤 佳江 ③ 高崎市吉井町上奥平 ④ デザイン業	<b>渋川</b> ① (株)上毛アーキテック ② 木暮 一彦 ③ 渋川市渋川 ④ 不動産業	<b>高崎</b> ① 清水元税理士事務所 ② 清水 元 ③ 高崎市上小鳥町 ④ 税理士業	<b>高崎</b> ① アイ・ウィッシュ(株) ② 小池 昭雅 ③ 高崎市下豊岡町 ④ 指定通所介護サービス
<b>女性</b> ① (株)ダ・カーポ ② 田中 恵子 ③ 高崎市足門町 ④ 携帯電話販売	<b>安中</b> ① (株)吉ヶ谷 ② 田村 和子 ③ 安中市下秋間 ④ 居宅介護支援事業	<b>高崎</b> ① たくみ(株) ② 信澤 真由美 ③ 高崎市問屋町 ④ サービス業	<b>高崎</b> ① 旭電力(株) ② 浅川 英之 ③ 高崎市下小鳥町 ④ 建設(ソーラーの施工販売)
<b>女性</b> ① (株)つかさフードサービス ② 後閑 幸子 ③ 高崎市足門町 ④ 飲食業	<b>新町</b> ① (株)浜野屋 ② 松村 武 ③ 高崎市新町 ④ 不動産賃貸・管理・売買	<b>高崎</b> ① (有)広田不動産管理 ② 廣田 金次郎 ③ 高崎市田町 ④ 不動産業	<b>高崎</b> ① Aile ② 豊田 江利 ③ 高崎市八千代町 ④ 雑貨販売店
<b>女性</b> ① 高陽重機(株) ② 堤 節子 ③ 高崎市井出町 ④ 土木	<b>新町</b> ① 松村食品(株) ② 松村 武 ③ 高崎市新町 ④ 食品卸売業	<b>高崎</b> ① 弁護士田島敏之法律事務所 ② 田島 敏之 ③ 高崎市問屋町 ④ 弁護士業	<b>高崎</b> ① (有)弘和 ② 嶋方 喜斌 ③ 高崎市西横手町 ④ 原糸販売、カウンセリング
<b>問い合わせ先</b> (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 FAX 027-363-4576		<b>高崎</b> ① (株)美咲 ② 清水 忠 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 一般土木建築工事業	<b>高崎</b> ① (株)コスミックズ ② 阿部 桂子 ③ 高崎市上中居町 ④ 不動産事業

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

法人会女性部会

## いちごプロジェクト

★ 冬物語 ★



### 簡単！衣食住の節電テクニック

#### 衣 3つの「首」を温めよう！

体を冷やさないために、温めておきたい「3つの首」があります。それは「首」、「手首」、「足首」。太い血管が皮膚のすぐ下を通っているので、3つの首を上手に温めることで体に流れる血液も温まり、冷え症の改善にもなります。

#### 食 「鍋」で体の中から温まろう！

旬の食材はおいしくて経済的。大根、白菜、長ねぎなど、冬の野菜をたっぷり使った「鍋」で体を温めましょう。ホウレン草や小松菜といった緑黄色野菜も加えると、ビタミンやカルシウム、鉄などのミネラルも摂ることができます。

#### 住 部屋を暖色系でコーディネートしよう！

色彩実験で、暖色系(赤・だいたい・黄)と寒色系(青・青緑・青紫)の体感温度の差は3℃も違うという結果が出ているそうです。そこで、部屋のカーテンやカーペット、クッションなどの色を暖色系でコーディネートしてみましょう。それだけで暖かくやわらかい雰囲気になります。

家族で  
チャレンジ!!

## “冬の節電活動”

—無理なく 無駄なく 快適に—

家庭の電力需要は家族が帰宅する夕方から増え始めます。平日の9時～21時、特に家庭での使用が増える夕方以降の時間帯(18～21時)の節電に取り組みましょう。

### 節電メニュー

- ①重ね着などをして、室温20℃を心がけましょう。
- ②窓には厚手のカーテンを掛けましょう。
- ③不要な照明をできるだけ消しましょう。
- ④TV画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。
- ⑤冷蔵庫の設定を「弱」に変えましょう。
- ⑥炊飯器はタイマー機能で1日分まとめて炊いて、保温機能は使用せず、冷蔵庫に保存しましょう。
- ⑦便座・温水の設定温度を下げ、使わない時はふたを閉めましょう。
- ⑧本体の主電源を切り、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。



# 表紙説明

平成25年度  
林真理子氏公開講演会

平成25年11月12日、高崎市総合文化センター・文化会館にて、税を考える週間協賛事業として、作家の林真理子氏による公開講演会を開催しました。

約700名の来場者を迎え、「野心のすすめ」と題しご講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

## 【プロフィール】

1954(昭和29)年4月 山梨県生まれ  
昭和51年日本大学芸術学部文学学科を卒業。

昭和57年コピーライターを経て、エッセイ集『ルンルンを買っておうちに帰ろう』を出版。

昭和59年処女小説『星影のステラ』が直木賞候補に選出されたことを機に、執筆業に専念。

昭和60年『最終便に間に合えば』『京都まで』により第94回直木賞を受賞。

平成7年『白蓮れんれん』により第8回柴田錬三郎賞を受賞。  
平成10年『みんなの秘密』により第32回吉川英治文学賞を受賞。

平成12年直木賞選考委員に就任。他、数々の文学賞の選考委員を務める。

平成23年フランス政府よりレジオン・ドヌール勲章シュヴァリエ受章



## 消費税期限内納付

### 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第151号

平成26年1月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)  
(発行所)一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006  
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576  
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com  
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/  
(企画・編集)広報委員会:委員長 嶋方 徳郎  
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

## e-Tax 利用に関する 法人会「会員優遇サービス」の お知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が1年間無料になります。

※このサービスはe-Tax利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

### 1. 優遇サービスが受けられる金融機関と内容

#### ◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,050円⇒**無料**  
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,250円⇒**無料**

#### ◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,050円⇒**無料**  
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,250円⇒**無料**  
※別途、契約時に契約料として2,100円(消費税等込、契約時のみ)

#### ◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,100円⇒**無料**

#### ◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………1,050円⇒**無料**

#### ◎アイオー信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,100円⇒**無料**

### 2. 申込み手順

- ①各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。
- ②高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」(\*)に署名押印する。  
※証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。
- ③上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申し込む。

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優待サービスにご賛同していたいただける場合がございます。法人会事務局までご一報いただければ幸いです。

お問合せ先 一般社団法人高崎法人会 事務局  
TEL:027-363-4526

## ホームページリンク企業募集中!

会員企業の皆様の  
ホームページを  
法人会のホームページに  
リンクさせていただきます。

リンクご希望の方は、必要事項をお書きの上、次のメールアドレスにお申込ください。

office@takasaki-hojinkai.com

件名:リンク希望

- 必要事項
- |      |                |
|------|----------------|
| ①法人名 | ②法人名ふりがな       |
| ③所在地 | ④電話番号          |
| ⑤URL | ⑥PR文章(200文字以内) |



高崎税務署管内 税務協力団体  
一般社団法人 **高崎法人会**

にのみや せいじゅん  
**二宮 清純氏**

**勝者の思考法**  
～名将・名選手から学ぶ～



日時

平成**26**年**3**月**7**日(金)

開場 午後5時30分～ 開演 午後6時30分～午後8時

**無料**

会場

高崎市総合福祉センター  
たまごホール(2F)

高崎市末広町115-1  
TEL:027-370-8822

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや  
公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

定員

**300名**

締切

**2月21日(金) 必着**

※定員になり次第締め切りとさせていただきますので、  
ご了承ください。

プロフィール

講師 **二宮 清純** (にのみや せいじゅん) 氏 1960年、愛媛県生まれ

スポーツ紙や流通紙の記者を経てフリーのスポーツジャーナリストとして独立。オリンピック、サッカーW杯、メジャーリーグ、ボクシング世界戦など国内外で幅広い取材活動を展開中。東北楽天ゴールデンイーグルス経営評議委員。日本サッカーミュージアムアドバイザーボード委員。テレビのスポーツニュースや報道番組のコメンテーター、講演活動と幅広く活動中。

主催：一般社団法人高崎法人会

後援：上毛新聞社

申込み  
方法

**1. 法人会 会員の皆様**

下記必要事項を記入して、

FAXで申し込むか、

お電話にてお申込み下さい。

- ①法人名 ②出席者全員の氏名
- ③住所 ④電話番号

**2. 一般の皆様**

次の要領で記入した、

**1名につき1枚の往復はがきで**

お申込み下さい。

(返信面が**入場整理券**となります)

返信オモテ：申込される方の住所・氏名

返信ウラ：白紙のまま

往信オモテ：高崎法人会住所(P. 26 奥付参照)

往信ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号

法人会 住所	
-----------	--

申込者 住所	聴講希望 ③ ② ①
-----------	---------------

高崎法人会 TEL：027-363-4526

URL：http://www.takasaki-hojinkai.com/